

# 猪苗代町下水道事業

公共下水道

特定環境保全公共下水道

農業集落排水施設



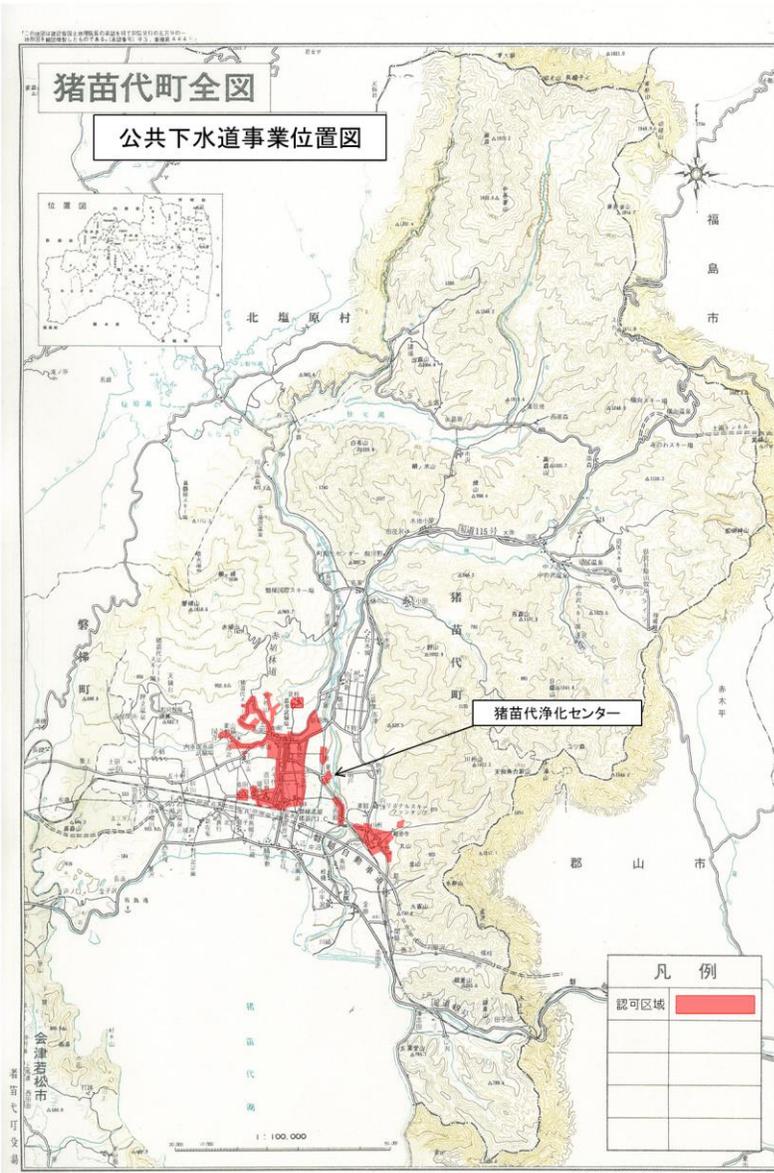
# 猪苗代町下水道事業

## 【目次】

1. 猪苗代町の下水道・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～ 3
2. 下水道の現況と今後の方向性・・・・・・・・ 4～ 6
3. 料金改定に係る経緯と改定後の財政計画シミュレーション  
・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～12
4. 下水道使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5. 下水道使用料改定案・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～16

【参考】 これまでの下水道使用料金改定

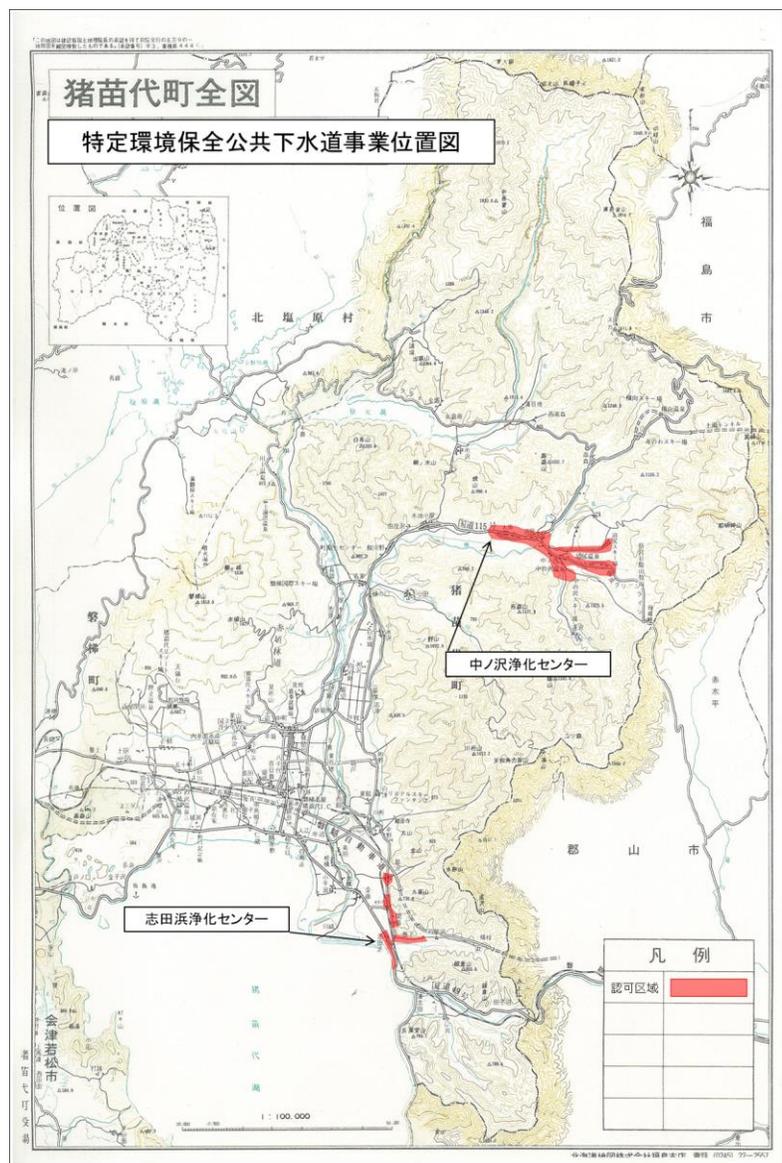
# 1. 猪苗代町の下水道(公共下水道)



供用開始年度	昭和62年度
法適用(全部・一部)非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	19.2人/ha
処理区数	1箇所(猪苗代処理区)
処理場数	1箇所(猪苗代浄化センター)

- S51 全体計画策定(400ha)
- S56. 3. 5 事業認可(93ha)
- S56 管渠埋設工事着手
- S62. 8 処理場竣工
- S62. 10 一部供用開始(猪苗代・千里地区)
- H13. 4 川桁地区一部供用開始
- H14 全体計画見直し(579ha)
- H22. 3 全体計画見直し(縮小→534ha)処理人口見直し及び三郷処理区取り止め
- R3. 4. 1 地方公営企業法適用会計移行  
下水3事業特別会計→下水道事業会計  
(報告セグメント 公共・特環・農集)
- R5. 3 事業認可変更(縮小→501ha)  
祢次、新堀向地区の個別処理への転換

# 1. 猪苗代町の下水道(特定環境保全公共下水道)



供用開始年度	平成4年度
法適用(全部・一部)非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	12.2人/ha
処理区数	2箇所(志田浜処理区、中ノ沢処理区)
処理場数	2箇所(志田浜浄化センター、中ノ沢浄化センター)

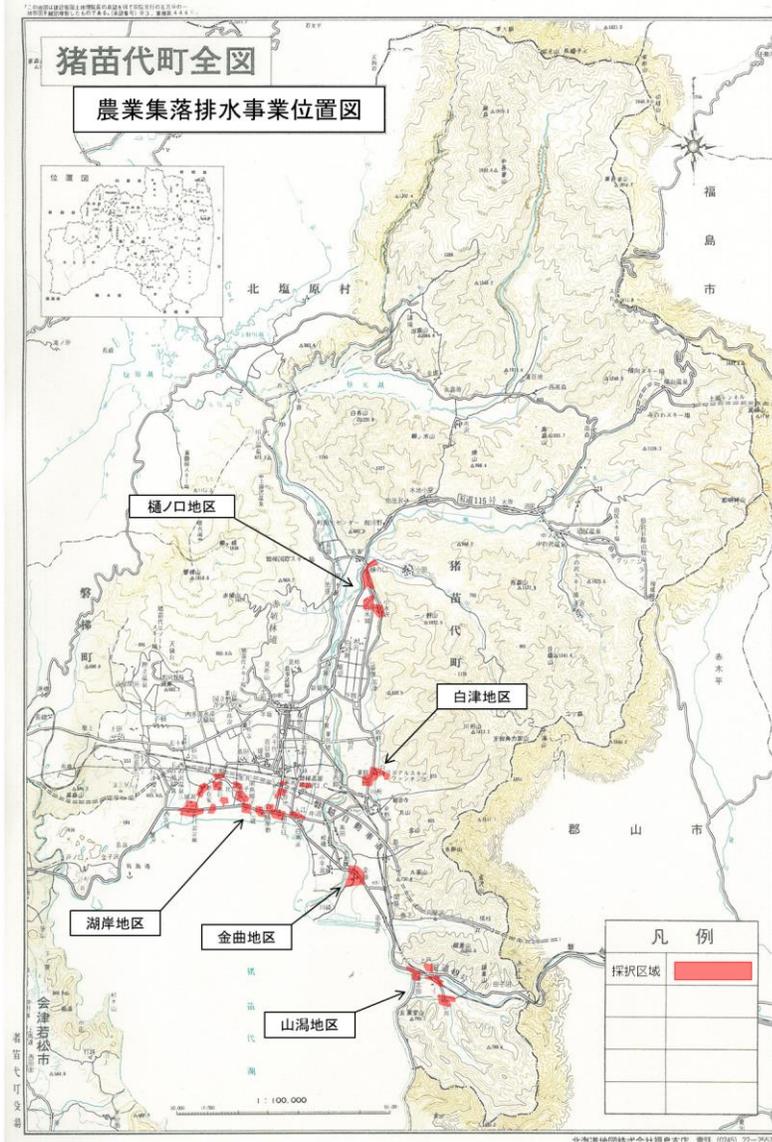
## ○志田浜処理区

- H1 全体計画策定
- H2. 9. 7 事業認可(15ha)
- H3. 7 処理場建設着手(下水道事業団委託)
- H3. 10 管渠埋設工事着手
- H4. 6 処理場竣工
- H4. 8 一部供用開始
- H16. 3. 31 事業変更認可(拡大→29ha、高度処理)

## ○中ノ沢処理区

- H7 全体計画策定
- H8. 11. 25 事業認可(48ha)
- H9 管渠埋設工事着手
- H12. 6 処理場建設着手(下水道事業団委託)
- H14. 11 処理場竣工・一部供用開始
- H16. 3. 31 事業認可変更(高度処理)

# 1. 猪苗代町の下水道（農業集落排水施設）



供用開始年度	平成10年度
法適用(全部・一部)非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	8.7人/ha
処理区数	5箇所(白津、金曲、樋ノ口、湖岸、山瀉)
処理場数	5箇所(白津処理施設、金曲処理施設、樋ノ口処理施設、湖岸処理施設、山瀉処理施設)

- H4 全体計画策定
- H7 白津・金曲地区事業採択、管渠埋設工事着手
- H8 白津・金曲地区 処理場建設着手
- H9 樋ノ口地区事業採択、管渠埋設工事着手
- H10 白津・金曲地区供用開始
- H11 湖岸地区事業採択、管渠埋設工事着手  
樋ノ口地区処理場建設着手
- H12 樋ノ口地区一部供用開始
- H14 湖岸地区処理場建設着手
- H17 湖岸地区一部供用開始
- H19 山瀉地区事業採択、基本・実施設計着手
- H21 山瀉地区処理場建設着手
- H23 山瀉地区一部供用開始

## 2. 下水道の現状と今後の方向性

### 【下水道の現況】

- 下水管を延長整備して下水道の推進を図ってきた。
- 公共下水道は、昭和62年から供用を開始し、35年が経過。
- 特定環境保全下水道は平成4年から、農業集落排水施設は平成7年からそれぞれ供用を開始し約30年が経過。

※施設には既に耐用年数が経過した機器があり、度々不具合が生じ、都度オーバーホールなどにより対応していたが、ここ数年は部品調達が難しく、更新せざるを得ない状況となっている。

※管渠については、耐用年数が50年ではあるものの、東日本大震災の影響と思われる管の歪みなどが確認され、部分的な管の入れ替えをしなければならない状況である。

## 2. 下水道の現状と今後の方向性

### 【今後の方向性】

・新たな地区への下水道管の整備は行わず、現在の下水道の処理施設、及び埋設管の維持管理に努め、これまでの汚水処理水準を維持することとする。

※既存施設等の整備

- ①汚泥脱水機の更新
- ②汚泥棟の耐震化
- ③計画区域内未整備区域の整備
- ④農業集落排水施設の他事業（公共・特環）への統廃合整備
- ⑤下水道管の健全度の調査、更新

億単位の費用が見込まれる。

## 2. 下水道の現状と今後の方向性

### 【整備する費用はどこから】

下水道事業は令和3年度から、地方公営企業法を適用した企業会計に移行しており、基本的に事業で発生する費用については、下水道使用料で賄うこととなっている。

※下水道運営は、使用料をもって賄わなければならないが、これまで各事業とも、国県補助及び地方債(借金)により施設を整備してきており、現在、下水道事業会計予算の大部分を占める地方債の元利償還金(返済)があるため、一般会計からの繰出金がなくては運営が困難である状況。

※近年は、人口の減少、各家庭の水回り機器の節水化などにより、有収水量の減少(使用料の減収)傾向となっており、さらに下水道運営が厳しく、減収分は繰出金に頼らざるを得ない状況。

### 3. 料金改定に係る経緯と改定後の財政計画シミュレーション

#### 【収入】

#### ①収支ギャップの解消と更新費用の捻出

下水道事業は令和3年度から公営企業法を適用した企業会計に移行し、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則のもと経営を行う企業となりました。

下水道事業会計の収入源は主に下水道使用料ですが、更新工事等の資本形成に係るものについては、国県補助金や地方債により賅っております。

また、その性質上使用料をもって充てることが適当でない経費については、国が基準を示しており、一般会計が下水道事業会計に負担をする形態となっています。一般会計が負担する費用については、ルール計算により普通交付税に算入され、町に交付されます。

本町の会計は、これらの収入をもってしても収支ギャップが生じているため、そのギャップ分については、さらに一般会計が負担している状況です。これは、独立採算制の原則を逸脱しており、下水道の受益者以外からも徴収している税金等が投入されることになるため、早急にその収支ギャップを埋める必要があります。

さらには、今後必要となる管きょや処理場施設の更新費用を捻出する必要があります。

### 3. 料金改定に係る経緯と改定後の財政計画シミュレーション

#### ②二部使用料制(基本水量あり)の廃止へ

令和2年7月21日付け国土交通省通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」で、基本水量は使用水量の有無に係わりなく賦課する基本使用料という性質に照らして明確性に欠けることから、見直しの方向性について検討すべきとしている。

- 現行: 二部使用料制(基本水量あり)
- ※当町ほか会津管内でもほとんどの市町村が採用しており、全国的にも採用している自治体が多い。明確性に欠ける。

基本料金1,300円(1~10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>含む)

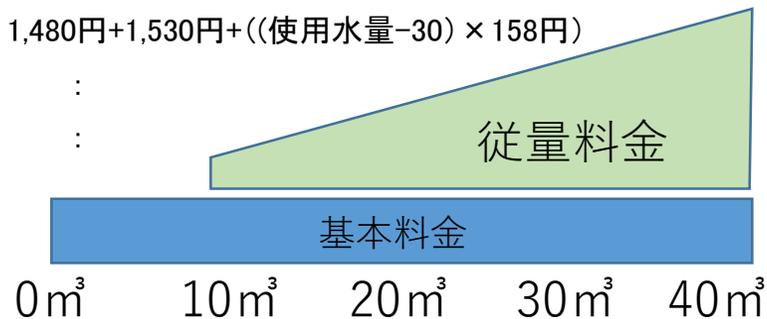
従量料金

1~10<sup>3</sup> 0円

11~20<sup>3</sup> ((使用水量-10) × 148円)

21~30<sup>3</sup> 1,480円+((使用水量-20) × 153円)

31~40<sup>3</sup> 1,480円+1,530円+((使用水量-30) × 158円)



- 改定案: 二部使用料制(基本水量なし)
- ※使用者間での負担の公平性を保つ

基本料金 1,300円(0<sup>3</sup>)

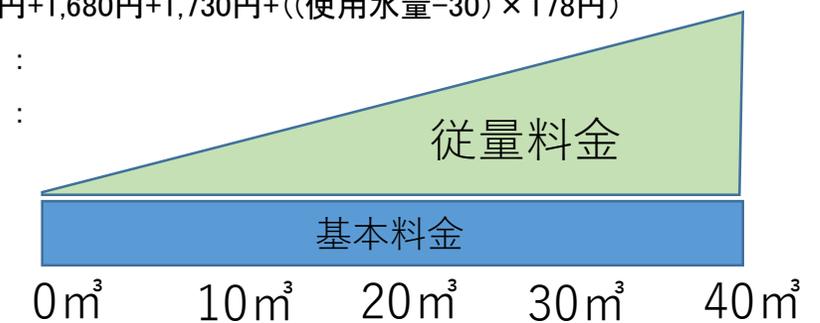
従量料金

1~10<sup>3</sup> (使用水量 × 20円)

11~20<sup>3</sup> 200円+((使用水量-10) × 168円)

21~30<sup>3</sup> 200円+1,680円+((使用水量-20) × 173円)

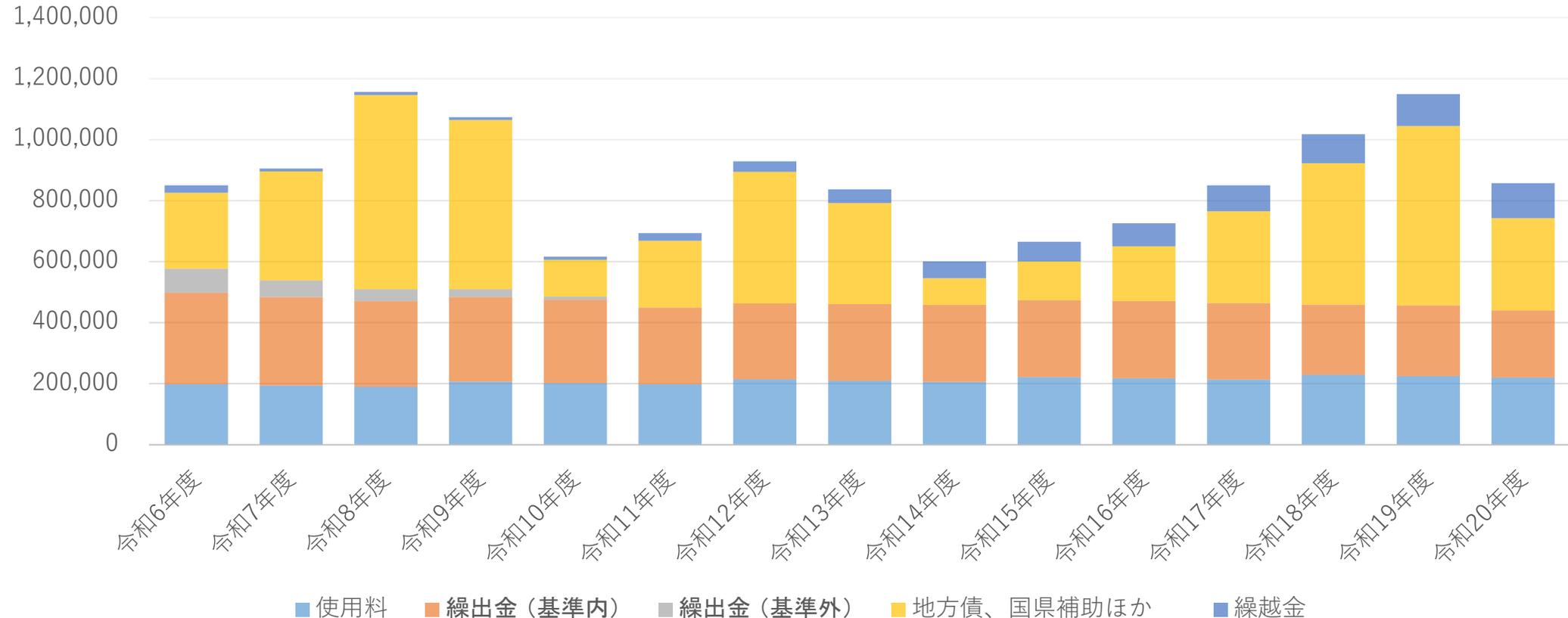
31~40<sup>3</sup> 200円+1,680円+1,730円+((使用水量-30) × 178円)



### 3. 料金改定に係る経緯と改定後の財政計画シミュレーション

収入面から見た財政計画シミュレーションは下の図のとおりです。

#### 収入の推移シミュレーション



### 3. 料金改定に係る経緯と改定後の財政計画シミュレーション

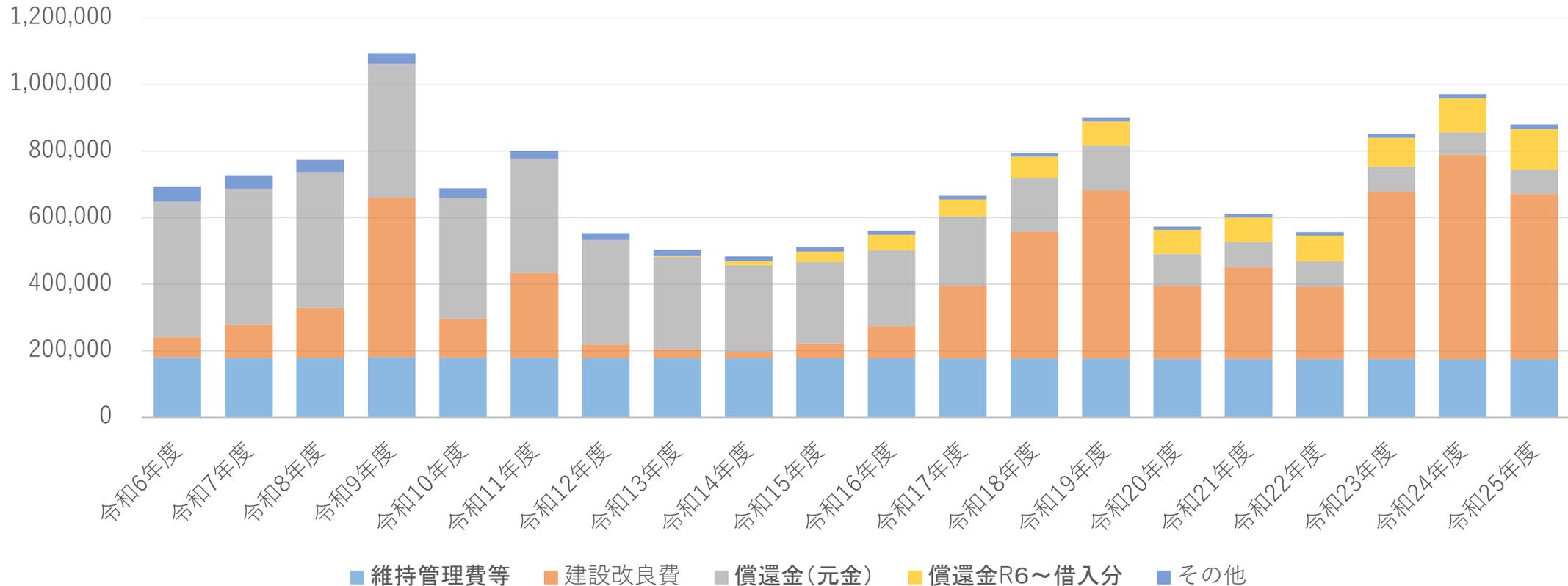
#### 【支出】

- ① 施設の老朽化に係る修繕や光熱費の高騰による維持管理費が年々増加し、経営がひっ迫しているため、令和4年度には、当初計画していた地区への下水道の延伸を取りやめ、既存施設の維持管理に重きを置く計画に変更したところであります。
- ② 下水道事業を開始するにあたり、下水道維持に係る設備に多大な資金を投入してきました。それらに係る資金は国県補助金(事業費の約半分)及び地方債(借金)により整備しております。地方債は借金であるため将来負担を平準化すべく長い期間をかけて返済をしている状況です。現在の下水道事業会計予算の大部分を占める償還金はその当時からの地方債の元利償還金(返済)です。この元利償還金は毎年数億円となるため、自己資金だけでは資金繰りができないため一般会計に頼らざるを得ない状況になっています。
- ③ 今後予定される管きよや既存施設の各種設備等の更新には多額の資金が必要となるため、国県補助金及び新たな地方債の発行を余儀なくされます。それに伴い、その数年後からは地方債の返済が開始されます。それらに備えるためにも自己資金の確保が急務となります。

### 3. 料金改定に係る経緯と改定後の財政計画シミュレーション

支出面から見た財政計画シミュレーションは下の図のとおりです。

#### 支出の推移シミュレーション



### 3. 料金改定に係る経緯と改定後の財政計画シミュレーション

#### ○収入の推移シミュレーションから

- ◆ 中長期的な財政計画の第1ステップとして、収支ギャップを埋めるために令和6年以降、現在の使用料に約2,000万円程度の増額をする必要があります。今回の料金改定案は、この2,000万円を令和4年度の使用水量で割り返し、現在の $m^3$ ごとの単価に不均衡が出ないように加算しました(同程度の率になるよう調整)。これにより、基準外繰出金を2,000万円ずつ減額することができます。人口減少により、使用料が想定よりも減になる恐れがあるため、減少率を加味しながら必要に応じて料金の見直しを行いつつ、約5年後には、基準外繰出金を「0」にしていきたいと考えております。(現在の基準外繰出金額は毎年約1億円)
- ◆ 第2ステップとして、今後更新が必要な管きょや既存施設の各種設備の費用を調達しなければなりません。令和11年度以降は、適正な時期に必要な更新ができるよう資金を準備する必要があります。(耐用年数のとおり更新した場合、今後30年で建設改良費は約120億円が見込まれます。)
- ◆ 後世に過度な負担を強いることにならないよう、長期的な資金計画により、事業を運営する必要があります。

#### ○支出の推移シミュレーションから

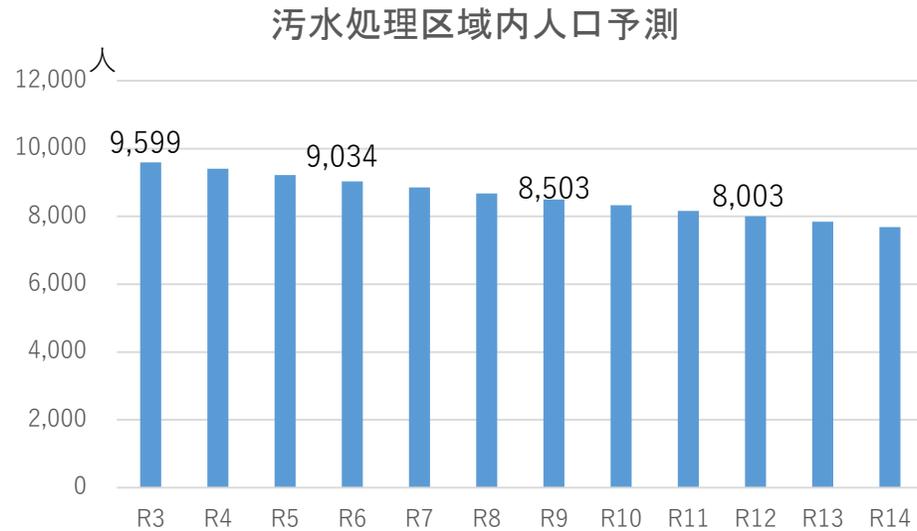
- ◆ 耐用年数を超えた設備については、メンテナンスをしながら維持管理を続けておりますが、部品の調達等が困難になってきており、部品交換程度の軽微な修繕では対応しきれない状況になっています。
- ◆ 建設改良に伴う財源として地方債を充てることから、借入をした5年後からは、それらに係る償還が始まります。

## 4. 下水道使用料の改定

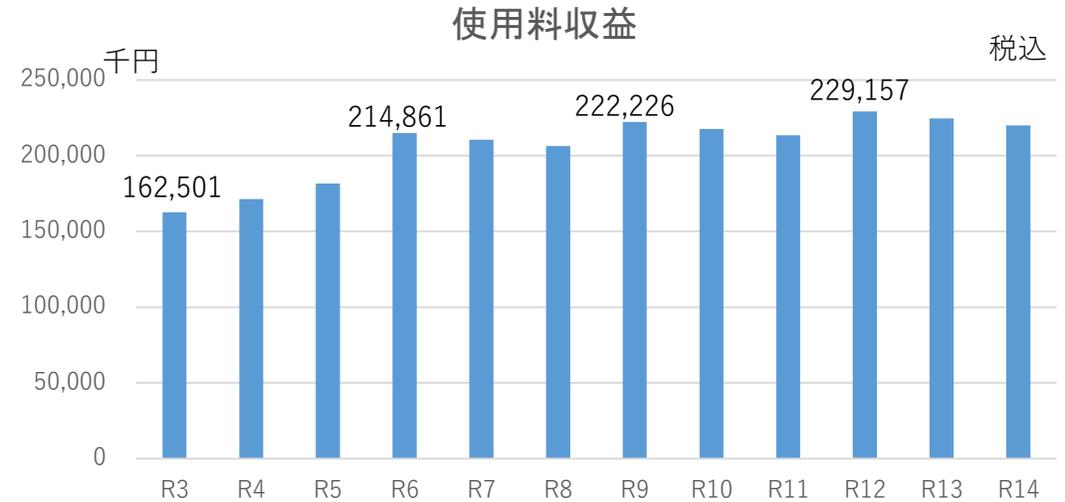
- 現状(人口減少)での下水道使用料収入は、減収見込み。
- 老朽設備の更新により施設整備費用は増加。
- 人口減少などに伴う、汚水処理水量減少による余剰となる施設の統廃合整備費用が発生。
- 今後、施設整備費用を捻出し、これまでどおりの維持管理をするためには、料金改定により下水道受益者の方から負担をお願いしなければならない。
- 料金を3年ごとに見直しを行い、使用者に対し急激な負担にならないよう単価を設定する。
- 基本水量内の使用者間で負担の不公平感の解消。
- 現在の基本料金が平成20年以降、変更されていないため、近隣団体と比較しても低額となっている。

## 5. 下水道使用料改定案

### 【料金は、いつ、どのくらい上がるの】



汚水処理人口区域人口は、年々減少すると予測されています。  
減少率は前年比約98%です。



使用料収益は、人口の減少に伴い減少する見込みです。下水道事業を運営していくためには使用料収益をある程度保つため、3年ごとに料金を見直す必要があります。(R6年度は前年度の約1.12倍。R9年度及びR12年にも見直しが必要となります。)

## 5. 下水道使用料改定案

### 【料金はどのくらい上がるの？】

○基本料金据え置き、二部使用料制(基本水量なし)で見直した場合

使用量m <sup>3</sup>	基本料金	水量料金	水量単価	見直後(税抜)	現行料金(税抜)	差額(税抜)
0	1,300	0	0	1,300	1,300	0
1	1,300	20	20	1,320	1,300	20
2	1,300	40	20	1,340	1,300	40
3	1,300	60	20	1,360	1,300	60
4	1,300	80	20	1,380	1,300	80
5	1,300	100	20	1,400	1,300	100
6	1,300	120	20	1,420	1,300	120
7	1,300	140	20	1,440	1,300	140
8	1,300	160	20	1,460	1,300	160
9	1,300	180	20	1,480	1,300	180
10	1,300	200	20	1,500	1,300	200
20	1,300	1,880	168	3,180	2,780	400
30	1,300	3,610	173	4,910	4,310	600
40	1,300	5,390	178	6,690	5,890	800
50	1,300	7,220	183	8,520	7,520	1,000
51	1,300	7,408	188	8,708	7,688	1,020

# 5. 下水道使用料改定案

## 【料金ほどのぐらい上がるの？】

○基本料金据え置き、二部使用料制(基本水量なし)で見直した場合

《ケース1》

月に20m<sup>3</sup>使用した場合

[改定前]基本料金1,300円	水量料金1,480円	計2,780円(税抜)	下水道使用料3,058円(税込)
[改定後]基本料金1,300円	水量料金1,880円	計3,180円(税抜)	下水道使用料3,498円(税込)
			差額 440円(税込)

《ケース2》

月に30m<sup>3</sup>使用した場合

[改定前]基本料金1,300円	水量料金3,010円	計4,310円(税抜)	下水道使用料4,741円(税込)
[改定後]基本料金1,300円	水量料金3,610円	計4,910円(税抜)	下水道使用料5,401円(税込)
			差額 660円(税込)

水量料金表 (税抜)  
※1m<sup>3</sup>あたり

	基本料金	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~	臨時
現 行	1,300	0	148	153	158	163	168	340
改定案	1,300	20	168	173	178	183	188	360
差 額	0	20	20	20	20	20	20	20

# 参 考

## 【これまでの下水道使用料金改定】

昭和62年4月 公共下水道供用開始し最初の下水道使用料金設定

※10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで1,000円 ~20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで110円/m<sup>3</sup> 21<sup>3</sup>m<sup>3</sup> ~130円/m<sup>3</sup>(税抜き)

平成元年4月 消費税3%の改定

平成6年4月 使用料の改定(1回目)

※10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで1,150円 ~20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで130円/m<sup>3</sup> ~30<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで135円/m<sup>3</sup> ~40<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで140円/m<sup>3</sup>  
~50<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで145円/m<sup>3</sup> 以上150円/m<sup>3</sup>(税抜き)

平成9年4月 消費税5%の改定

平成20年5月 使用料の改定(2回目)

※10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで1,300円 ~20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで148円/m<sup>3</sup> ~30<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで153円/m<sup>3</sup> ~40<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで158円/m<sup>3</sup>  
~50<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで163円/m<sup>3</sup> 以上168円/m<sup>3</sup>(税抜き)

平成26年4月 消費税8%の改定

令和元年10月 消費税10%の改定